**令和７年度　兵庫県会計年度任用職員（神戸農林振興事務所）**

**採用選考案内**

・受付期間　令和７年２月１３日（木）～令和７年２月２１日（金）［17:00必着］

・試 験 日　令和７年２月２８日（金）

・任用期間　令和７年４月　１日（火）～令和８年３月３１日（火）

・勤務場所　神戸農林振興事務所（神戸市長田区）ほか

**１　募集職種、採用予定人員等**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 募集番号 | 職　名 | 採用予定人員 | 主な職務内容 | 受験資格 | 勤務形態 | 勤務地 |
| １ | 森づくり指導巡視員 | 1人 | 民有林の巡視、無許可伐採等への指導、災害の早期発見、山火事予防啓発、 県民の森づくり活動の指導等の業務 | 「２受験資格」と同じ | 週29時間（週4日勤務） | － |
|  | うち7時間30分×週3日 | 神戸農林振興事務所(神戸市長田区浪松町) |
| うち6時間30分×週1日 | 洲本農林水産振興事務所(洲本市塩屋) |
| ２ | 土地改良技術員 | 1人 | 土地改良事業等の設計積算、施工管理及び専門的業務等 | 「２受験資格」と同じ | 週29時間(原則 7時間15分×週4日) |  |

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

**２　受験資格**

　(1) 令和７年４月１日現在で１８歳以上の方（年齢の上限はなし）

(2) 任用の日に上記１の勤務地に勤務可能な方

(3) 地方公務員法第１６条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方

　　　 ア 禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

　　　 イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　　　 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

(5) 普通自動車運転免許資格をお持ちの方

(6) 募集１については、以下のいずれかを満たす方

① 大学、高等学校等において、林学系の学科を修めて卒業

　 ② 本県農林（水産）振興事務所等において、林学職類似の業務に従事した経験

　 ③ ①、②と同等と認められる経験

(7) 募集２については、以下のいずれかを満たす方

① 大学、高等学校等において、土木系あるいは農業土木系の学科を修めて卒業

　 ② 本県土地改良事務所等において、総合土木職類似の業務に従事した経験

　 ③ ①、②と同等と認められる経験

**３　選考方法**

(1) 選考方法

　 所定の応募書類及び面接試験による選考

　(2) 日　時

　　 令和７年２月２８日（金）以降　※試験日時は申込み後、別途お知らせします。

　(3) 場　所

　　 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所（兵庫県西神戸庁舎１階）

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号　TEL:078-742-8311

**４　申込先及び申込方法**

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。

なお、応募書類は、Ａ４縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

【郵送の場合の送付先住所】

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号

兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所（兵庫県西神戸庁舎）

[℡:078-742-8311]

**５　結果通知**

　合格者、補欠合格者及び不合格者の決定（３月上旬予定）後、電話で連絡します。

**６　採用予定時期**

　(1) 採用日は原則として令和７年４月１日（火）です。

　(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

**７　任用期間**

　　令和７年４月１日～令和８年３月３１日です。

　　（勤務実績に基づく能力実証等により、２回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

**８　勤務条件等**

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集番号 | 職　名 | 基本報酬 |
| １ | 森づくり指導巡視員 | 月額159,100円～167,200円（経験を考慮の上、決定） |
| ２ | 土地改良技術員 | 月額184,600円～194,900円（経験を考慮の上、決定） |

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

　(2) 加算報酬

 地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

　(3) 期末手当

　　　年間計 4.6 月（６月期 2.3 月、12 月期 2.3 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあ り)）

 ※【参考】令和７年度の６月期は 0.69～2.3 月、12 月期以降は 2.3 月支給見込み ※ 任期が６カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

　(4) 通勤交通費

　　　正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

　(5) 勤務時間

　　　週29時間（１の勤務形態と同じ）

　(6) 休暇

　　　年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給・週３日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険　※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和２年４月１日施行）第22条第１項及び第22条の２第７項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後１月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

**９　その他**

　(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

　(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。

・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。

・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

　(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

　(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。